

令和6年全日本柔道選手権大会秋田県予選会
令和6年全日本女子柔道選手権大会秋田県予選会
実 施 要 項

- 1 日時 令和6年1月28日(日) 10:00 開会式(9:30 審判監督会議)
- 2 場所 秋田県立武道館 2階 柔道場
秋田市新屋町字砂奴寄2-2 Tel 018-862-6651
- 3 主催 秋田県柔道連盟
- 4 後援 秋田県教育委員会
- 5 参加資格
 - (1) 選手は日本国籍を有し、当該年度全日本柔道連盟に登録している者。
 - (2) 県内に居住、勤務、在学のいずれかであること。ただし、卒業学年にある者は、この限りでない。
 - (3) 全日本女子柔道選手権大会秋田県予選会出場選手は、令和6年1月28日現在、中学1年生以上であること。
※女子中学生は、「出場同意書」が提出された選手に限り出場させる。
- 6 選考人数及び試合方法
 - (1) 全日本柔道選手権大会秋田県予選会
 - ア、全日本柔道選手権大会東北予選会への上場選手4名、補欠1名を選考する。
 - イ、トーナメント戦による。
敗者復活戦(ダブルレペチャージ方式)により、順位を決定する。また、3・4位決定戦、5・6位決定戦も行う。
 - (2) 全日本女子柔道選手権大会秋田県予選会
 - ア、全日本女子柔道選手権大会東北予選会への上場選手3名、補欠1名を選考する。
 - イ、トーナメント戦による。(敗者復活戦を行わない)
 - ウ、3位決定戦を行い、順位を決定する。
 - エ、補欠1名の選考は、3位決定戦で敗退した者とする。
- 7 審判規定
 - (1) 国際柔道連盟試合審判規定(2022~2024)および全日本選手権大会申し合わせ事項にて行う。
 - (2) 試合時間は男女とも5分間とする。
 - (3) スコアは「一本」「技あり」「有効」の3種類とし、「技あり」が2つで、合わせ技「一本」とする。抑え込みの時間は20秒で「一本」、15秒以上で「技あり」、10秒以上で「有効」とする。
 - (4) 「指導」による罰則は、4回目が与えられた時点で「反則負け」とする。
 - (5) 試合時間内に勝敗が決しない場合は、延長戦を行わず、旗判定にて僅少差をもって勝敗を決する。その基準は試合態度、技の効果と巧拙、及び反則の有無等を総合的に比較する。攻撃を高く評価するため「指導」の数のみを持って判定の材料とはしない。
 - (6) 全柔連柔道衣規格に合格した柔道衣(上衣、下穿、帯)を着用すること。上衣、下穿は、IJF ロゴ(赤)又は「JU0000」の赤文字ラベルのみ使用可。帯は IJF ロゴ赤・青、

「JU0000」の赤・黒のラベルが使用可。 ※認証ラベルの剥がれた柔道衣や帯の着用は認めない。

8 表彰

1位、2位、3位（2名）を表彰する。

9 参加申込

(1) 別紙1「申込書」により、令和6年1月12日（金）まで申込むこと。（期限厳守）

(2) 女子中学生は別紙2「出場同意書」を添付すること。

(3) 参加料 1,700円（障害保険料を含む）を申込みと同時に納付すること。

(4) 申込先 〒010-0974

秋田市八橋運動公園1-5スポーツ科学センター内

秋田県柔道連盟事務局 宛

10 組合せ 令和6年1月16日（火）当連盟強化委員会が行う。

11 その他

(1) 東北東西対抗柔道選手権大会出場選手の選考（実施の場合）

全日本柔道選手権大会秋田県予選会の結果を考慮し、当連盟強化委員会にて選考する。

（男子-補欠を含む5名《五段以上1名、四段1名、三段以下2名》、女子-補欠を含む3名）

(2) 選手の傷害保険は、当連盟が負担する。

(3) 健康保険証を持参すること。

(4) 参加料は原則として返金しない。

(5) 大会中の不慮の負傷及び事故については、応急処置を施すが、その他の責任については、秋田県柔道連盟は負わないものとする。

(6) 皮膚真菌症（トングランス感染症）について、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手は、迅速に医療機関において的確な治療を行うこと。大会時に、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。

(7) 脳震盪対応について、選手及び指導者は以下の事項を遵守すること。

・大会1ヶ月以内に脳震盪を受傷したものは、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。

・大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは認めない。（受傷した時点で必ず専門医を受診すること。）

・練習再開に際しては、脳神経外科の診察を受け、許可を得ること。

・上記の何れかに該当する選手がいる場合、指導者は必ず大会事務局及び全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。

12 感染防止対策

(1) 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性と判定された場合、症状発現日を0日目として6日目以降、かつ症状軽快から24時間以上経っていること。

(2) 発熱者は、医師の指示に従うこと。

(3) 健康記録表の提出は必要ない。